

お知らせ

軽減税率制度の準備はお済みですか？

～軽減税率制度の実施に向け、準備を進めましょう～



軽減税率制度への対応には 準備が必要です!

令和元年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。

軽減税率（8%）の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

- ① 取扱商品や仕入れ（経費）の適用税率が軽減税率（8%）か標準税率（10%）かを判断
- ② 軽減税率の対象品目が売上げや仕入れ（経費）にある場合は、税率ごとの区分経理への対応
- ③ 飲食料品を取り扱う（販売する）場合は、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等（一定のものについては軽減税率対策補助金があります。）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」
専用ダイヤル 0570-030-456【受付時間 9時～17時（土日祝除く）】
- 軽減税率制度に関する詳しい情報については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
また、軽減税率制度の概要等について動画を配信していますので、是非ご覧ください。



【特設サイトQRコード】

国税庁 軽減税率

検索

